

令和 7 年度みやき町副業型地域活性化起業人業務委託仕様書

【官民連携の推進及び地方創生に関する分野】

1. 総則

本仕様書は、みやき町（以下、「本町」という。）が委託する副業型地域活性化起業人（以下、「副業型起業人」という。）が遵守しなければならない事項を定めたものである。

2. 対象

「地域活性化起業人制度」推進要綱

（令和 3 年 3 月 30 日 総行応第 78 号 制定）

（令和 6 年 3 月 29 日 総行応第 131 号 一部改正）

（令和 7 年 3 月 31 日 総行応第 135 号 一部改正）

第 3 要件 （2）「副業型地域活性化起業人」を満たすこと。

3. 業務

副業型起業人は、自身が持つ専門的なノウハウや知見、ネットワーク等を活かし、本町が目指す地方創生の実現に向けた課題解決のため以下の業務を行う。

- （1）本町の地域課題に関する調査・分析
- （2）地域課題を解決するための官民連携事業の提案
- （3）町外企業等への本町の事業及び取組みの紹介並びに問い合わせ対応
- （4）町内企業の販路拡大及び新商品開発に係る相談支援
- （5）町外企業等へ本町を P R するための資料作成の支援
- （6）その他、本町の地方創生や地域活性化に資する業務

※副業型起業人は、業務を実施するにあたり本町と十分に協議すること。

4. 契約

- （1）契約期間 令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- （2）契約形態 業務委託契約（個人契約）
- （3）委 託 料 上限額 998,000 円(税込)
 - ①報償相当額 上限 498,000 円
 - ②旅費相当額 上限 500,000 円

5. 報告

- （1）月ごとに業務報告書を作成し、翌月 10 日までに本町へ提出すること。
- （2）年度末までに当該年度の活動内容を記載した実績報告書を提出すること。

6. 検査

町長は、上記報告書が提出されたときは、速やかに検査するものとする。
また、必要に応じ活動内容等に対し確認・指導することができる。

7. 秘密保持

副業型起業人は、本業務の実施にあたり、個人情報の漏洩を防止するため必要な措置を講じること。また、本業務の実施にあたり知り得た秘密を他に漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様である。

8. 損害賠償

副業型起業人は、本業務の履行に関して発生した損害（第三者に与えた損害を含む）について、損害賠償を負うこととする。ただし、第三者の責めに帰する事由により生じたものについては、この限りではない。

9. 権利帰属

- （1）本町が受託者に提供する情報に基づく登録データ等は、本町に帰属するものとする。
- （2）本業務により作成された成果物に係る所有権、著作権及びその他の権利は本町に帰属するものとし、本町による二次利用を可能とする。また、受託者は本町に対し著作権人格権を行使しないものとする。
- （3）第三者が権利を有する著作物又は知的所有権等を利用する場合は、受託者の責任においてその権利の使用に必要な費用を負担し、使用許諾契約に関わる一切の手続きを行うものとする。
- （4）受託者は、成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の法的権利を侵害するものではないことを保証することとする。なお、第三者の権利を侵害した場合に生じる問題の責任は、全て受託者が負うものとする。

10. その他

- （1）委託業務の遂行にあたっては、各種関係法令等の内容を遵守するほか、本町と十分に協議を行い、本町の意見や要望を取り入れながら実施すること。なお、国や本町が定める基準が改訂された際は、それに適合するよう、迅速かつ柔軟な対応を行うこと。
- （2）本業務を実施するにあたり、本仕様書に明記されていない事項であっても、技術上当然と認められる事項については、受託者の責任において補填し作業するものとする。
- （3）受託者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたときは、本町と速やかに協議し、その指示に従うこと。
- （4）その他、本仕様書に定めのない事項については、本町と受託者で協議の上決定する。